

令和3年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|---------------|----------------------------|
| (1) 水再生センター | 11 箇所 | | |
| | | 年間総処理量 | 588,312,000 m ³ |
| | | 1日平均処理量 | 1,612,000 m ³ |
| (2) ポンプ場 | 72 箇所 | | |
| | | 年間総揚水量 | 255,344,000 m ³ |
| | | 1日平均揚水量 | 700,000 m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 55,944,413 千円 | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	131,771,486 千円
第1項 営業収益	98,807,715 千円
第2項 営業外収益	32,654,827 千円
第3項 特別利益	308,944 千円

支 出

第1款 下水道管理費	121,721,660 千円
第1項 営業費用	114,676,940 千円
第2項 営業外費用	6,876,907 千円

第3項 特別損失 157,813 千円

第4項 予備費 10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 58,262,327 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入 73,437,453 千円

第1項 企業債 57,666,000 千円

第2項 補助金 15,092,806 千円

第3項 負担金 8,827 千円

第4項 出資金 661,660 千円

第5項 その他資本的収入 8,160 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出 131,699,780 千円

第1項 建設改良費 59,681,033 千円

第2項 企業債償還金 72,004,578 千円

第3項 投資 4,169 千円

第4項 予備費 10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きよ修繕工事 及び維持管理委託	令和4年度	660,000 千円
中大口径管包括的 維持管理委託	令和4年度から 令和5年度まで	1,400,000 千円

南部汚泥資源化センター 包括的管理委託	令和4年度から 令和9年度まで	9,720,000 千円
金沢水再生センター 前処理施設包括的管理委託	令和4年度から 令和9年度まで	1,272,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和4年度	70,000 千円
水再生センター修繕工事	令和4年度	390,000 千円
水再生センター・ポンプ場 改良工事	令和4年度	150,000 千円
下水道整備工事 及び設計・測量等委託	令和4年度から 令和6年度まで	44,900,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 35,484,000 千円
- (3) 起債の方法
 - ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和3事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
 - ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還

額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,240,830 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	備 品	災害対応用ポンプ	一 式

令和3年2月10日提出

横 浜 市 長 林 文 子